

柏崎刈羽原子力発電所 5号炉 審査資料	
資料番号	KK5PLM-01-01 改0
提出年月日	2019年8月8日

質問事項	<p>冷温停止状態が維持されることを前提にした評価において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないものの、耐震安全性評価を行うため、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象と同様に扱う場合について示すこと（先行プラント評価を参照）。</p>
回答	<p>冷温停止状態が維持されることを前提にした評価において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないものの、耐震安全性評価を行うため、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象と同様に扱う評価^{※1}は実施していない。</p> <p>以下に理由を示す。</p> <p>(理由)</p> <p>耐震安全性評価前の技術評価の段階であっても、冷温停止状態が維持されることを前提とした場合には発生・進展しない事象について、現在までの経年劣化の状況を把握し、必要に応じて追加保全策を抽出する必要があることから^{※2}、今後の状況に応じて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象から除外する扱いは行っていない。</p> <p>※1 主要6事象（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装品の絶縁低下、コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下）のうち、原子炉の冷温停止状態が維持される場合に進展が想定されない事象は除外して高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないとするものの、現在までの経年劣化事象の発生又は進展を考慮した耐震安全性評価を行うため、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として同様に健全性評価を行う事象として評価すること。</p> <p>※2 例として、低サイクル疲労は熱過渡と環境影響による影響が大きく、技術評価において現在までの疲労累積係数を把握することが重要であり、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として評価する必要がある。実際に割れが発生していなくとも、疲労累積係数が許容値を超えていた場合は追加保全策を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>